

平成 28 年 2 月 9 日 告示
平成 28 年 2 月 9 日 実施

騒音規制法 1-1 北区



図面	騒音規制法
①	第 1 種区域
②	第 2 種区域
③	第 3 種区域
④	第 4 種区域

・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を複製したものである。(承認番号 平 22 業複、第 730 号)
・承認を得て複製した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

騒音規制法 1-2 北区

平成 28 年 2 月 9 日 告示

平成 28 年 2 月 9 日 実施



図面	騒音規制法
①	第 1 種区域
②	第 2 種区域
③	第 3 種区域
④	第 4 種区域

・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を複製したものである。(承認番号 平 22 業複、第 730 号)
・承認を得て複製した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

北区



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平22業複、第730号)
・承認を得て複製した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

図面	騒音規制法
①	第1種区域
②	第2種区域
③	第3種区域
④	第4種区域